

議案 第 56 号 説明資料

令和7年11月28日

大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
参考資料	2
新旧対照表	3~4

美化センター

大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

大磯町が令和2年に策定した「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」において、原則、5年ごとに定期的な見直し検証を行い、必要に応じて改定を行うとの基本的な考え方に基づき、一般廃棄物の処理手数料の見直しについて、環境審議会からの答申結果を踏まえ、一般廃棄物処理業者への許可手数料及び一般廃棄物の処理手数料について規定の改正を行います。

2 改正内容

(1) 処理手数料の改正

【第11条（許可手数料）】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、事業者が大磯町内で事業（一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業）を行うために必要な許可手数料を改定します。

内 容			現行	改正	改正理由
許可手数料	一般廃棄物処理業	交付手数料	5,000円	7,500円	県内平均額(7,760円)との比較により、負担調整措置となる現行額から1.5倍の上限額とする。
	浄化槽清掃業	再交付手数料	2,500円	3,750円	

【第12条（一般廃棄物処理手数料）】

大磯町内で発生したごみ（廃棄物）を美化センターで処分する際にかかる手数料、及び亡くなった愛玩動物の処理を町へ依頼する際にかかる手数料を改定します。

内 容			現行	改正	改正理由
ごみ処理手数料	搬入料金	事業系(10kg)	240円	290円	県内平均額(260円)への改定を検討した上で、ごみ処理広域化の枠組みから平塚市と同水準とする。
		一般家庭(10kg)	110円	160円	県内平均額(221円)との比較により、負担調整措置となる現行額から1.5倍の上限額とする。
	収集運搬料金	一般家庭(10kg)	160円	240円	搬入料金の改正額に合わせ現行額から1.5倍の額とする。
動物の引取り手数料	処理施設へ搬入		2,620円	3,930円	県内平均額(3,725円)との比較により、負担調整措置となる現行額から1.5倍の上限額とし、一般家庭からの収集運搬額は、施設搬入料金に粗大ごみ収集手数料(530円)を加算した額とする。
	一般家庭から収集運搬して処理施設へ搬入		3,150円	4,460円	

(2) 施行日

令和8年4月1日から施行します。

3 参考資料

使用料・手数料等の見直しに関する基本方針（令和2年6月策定）

使用料・手数料の基本的な考え方（概要）

・見直しによる負担調整措置等について

受益者の負担が急激に上昇する場合は、料金改定に上限を設けるなどの負担調整措置を設け、その上限額は現行の額の1.5倍とします。

また、必要に応じて近隣自治体等の同等料金と比較を行い、大幅なかい離などがある場合には、調整を行います。

なお、民間において同種のサービスが提供されている場合には、市場価格を考慮した料金設定とします。

・定期的な見直し

使用料・手数料の額については、経済状況、社会動向、行政サービスの内容、公の施設のあり方等を勘案した上で、原則、5年ごとに定期的な見直し検証を行い、必要に応じて改定を行います。

ただし、法令の規定、計画等で改定の周期が定められている場合や社会状況に大きな変化がある場合、施設の運営方法を変更する場合などは、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

また、基本方針については、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条 省略 (許可手数料)</p> <p>第11条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者若しくは当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、次の各号に定める手数料を申請又は届出の際に納入しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業許可申請手数料 1件につき <u>7,500円</u></p> <p>(2) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき <u>7,500円</u></p> <p>(3) 一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料 1件につき <u>3,750円</u></p> <p>(4) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき <u>3,750円</u></p> <p>第12条～第15条 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 (許可手数料)</p> <p>第11条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者若しくは当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、次の各号に定める手数料を申請又は届出の際に納入しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業許可申請手数料 1件につき <u>5,000円</u></p> <p>(2) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき <u>5,000円</u></p> <p>(3) 一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料 1件につき <u>2,500円</u></p> <p>(4) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき <u>2,500円</u></p> <p>第12条～第15条 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、令和8年度分の許可手数料及び一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)から適用し、令和7年度分までの手数料は、なお従前の例による。

別表 (第12条関係)

種別	取扱区分	手数料	手数料
----	------	-----	-----

改正案		現行	
省略	省略	省略	省略
動物の死体	動物の死体	町が指定する処理施設へ搬入する場合につき 3,930円 町が収集する場合搬する場合につき 4,460円	町が指定する処理施設へ搬入する場合につき 2,620円 町が収集する場合搬する場合につき 3,150円
省略	上記以外の一般廃棄物	事業活動及びこれに準ずるものから排出されるもので、町が指定する処理施設へ搬入するとき。 一般家庭及びこれから排出されるもので、町が指定する処理施設へ搬入するとき。 収集運搬料金	上記以外の一般廃棄物 一般家庭及びこれから排出されるもので、町が指定する処理施設へ搬入するとき。 一般家庭及びこれから排出されるもので、臨時に町が収集運搬するとき。 一般家庭及びこれから排出される粗大ごみで、町が収集運搬するとき。